

平成30年度第2回市原地域救急業務メディカルコントロール協議会（議事録）

1 日 時：平成31年2月22日（金）午後5時00分から午後6時00分

2 場 所：市原市消防局 2階 講堂

3 出席者：会長

森脇 龍太郎 帝京大学ちば総合医療センター救命救急センター 教授
委員

林 永規 千葉県循環器病センター 外科部長

川越 一男 市原市医師会 理事

福家 伸夫 帝京平成大学 健康医療スポーツ学部 教授

林 直人 千葉県防災危機管理部消防課 副課長

大野 一美 千葉県健康福祉部医療整備課医療体制整備室 室長

※代理出席 牧野かほる 主事

山形 昌啓 市原市保健福祉部保健福祉課 課長

高澤 重義 市原市消防局 局長

オブザーバー

加藤 良二 五井病院 院長

桃尾 文子 市原市医師会 事務長

穴倉 朋胤 千葉県医師会救急災害医療担当 理事

伊藤 雅規 市原市消防局 消防総務課 課長

事務局長

小出 均 市原市消防局 警防救急課 課長

事務局

大園 雄一 市原市消防局 警防救急課 課長補佐

高石 隆弘 市原市消防局 警防救急課 救急救命係長

佐瀬 祐一 市原市消防局 警防救急課 救急救命係 副主査

笠間 翔 市原市消防局 警防救急課 救急救命係 消防主事

・ 欠席 委員：門馬 秀介 千葉労災病院 重症・救命科 集中治療部 部長

・ 傍聴者：1名

4 議 題

【第1号議案】 市原市消防局指導救命士運用要領の制定について

【第2号議案】 救急事後検証実施要領の改正について

【第3号議案】 転院搬送における救急車の適正利用の推進について

5 議事の概要

(1) 市原市消防局指導救命士運用要領の制定について
部分的な修正のみで、承認した。

(2) 救急事後検証実施要領の改正について

案のとおり承認した。

(3) 転院搬送における救急車の適正利用の推進について

救急隊への情報用紙の内容変更等も含め、当MC協議会や医師会と継続審議とした。

6 会議経過

(1) 開会

→事務局(大園)：資料確認

(2) 委員(出席者)紹介

(3) 会長挨拶

→森協会長：本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今年度、第2回の市原地域救急業務メディカルコントロール協議会の開催にあたり、昨今、地域救急医療において、グルコースの投与やショック輸液など、処置が拡大しているところであり、市原でもターニケットなどを救急車に積載する方向で動いているなど、少しずつ救急業務が変化してきているところでもあります。皆様におかれましても、引き続き御指導いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議題といたしましては、議題が3件、報告が1件となっていますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

→事務局(大園)：ありがとうございました。ここで、御報告とお願いがございます。

市原市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただきましたので、本会議が開催できますこと、また、市原市情報公開条例第33条の規定による会の傍聴者は、帝京平成大学の学生が1名傍聴しておりますことを報告いたします。

次に、議事録を取る都合上、会議の内容を録音させていただきます。恐れ入りますが、御発言の際は、お名前を述べてから発言していただきますようお願いいたします。

では、議案審議に移らせていただきます。以後の進行を、市原市附属機関設置条例第5条の規定に基づき、森協会長を議長とし、進行をお願いいたします。

(4) 議事内容

→森協議長：第1号議案について審議します。

【第1号議案】市原市消防局指導救命士運用要領の制定について

→事務局(高石)：はじめに、現在までの経緯を説明させていただきます。平成22年度「救急業務高度化推進検討会」(総務省消防庁主催)、平成24年度及び平成25年度の「救急業務のあり方に関する検討会」を経て、平成26年5月に、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver.1」が国から示されました。

平成27年度 第2回市原地域救急業務メディカルコントロール協議会で指導救命士

について、国からの指針が通知されたが、要件の細目等については、千葉県救急業務高度化推進協議会における指導救命士に関する基準の通知があり次第、市原地域救急業務メディカルコントロール協議会と協議しながら対応するとし、平成28年度の市原地域救急業務メディカルコントロール協議会において、指導救命士の認定要件について、承認をいただきました。

平成29年3月に千葉県救急業務高度化推進協議会における指導救命士の認定に関する取扱要綱が平成29年3月22日施行されたことに伴い、認定要件の一部に差異が生じたことから、平成29年度、市原地域救急業務メディカルコントロール協議会において、修正を加えた新たな認定要件について、承認をいただいております。

平成30年度第2回救急研究会及び救急事後検証委員会において、市原市消防局指導救命士運用要領（案）及び救急事後検証実施要領（案）について、議題として付議し、協議後、承認されました。

経緯の説明は以上となります。

次に、市原市消防局指導救命士運用要領（案）の内容説明です。

→案文のとおり（資料5ページ～6ページ）

→森協議長：要領について、第1、第2は良いとしまして、第3の職務及び第4の資格要件については、この内容でよろしいでしょうか。

この内容については、どこも同じような文言なのでしょうか。

→事務局（小出）：資料1の「千葉県救急業務高度化推進協議会における指導救命士の認定に関する取扱要綱」の第2条「認定要件」を御確認ください。第4の資格要件については、この記載に準じて作成しております。

→福家委員：第4の（3）の成功施行回数についてですが、26回というのは誰がカウントして、誰が記録するのでしょうか。本人の申告でしょうか。

→事務局（高石）：成功施行回数については、救急活動記録票に氏名等を記録しておりますので、その内容でカウントし、記録していきます。

→福家委員：わかりました。

→森協議長：他に第3、第4について御意見、御質問等はありませんでしょうか。

→山形委員：第4の資格要件を満たした職員は、現在何名くらいいらっしゃるのでしょうか。

→事務局（高石）：現在、要件を満たした候補者は、7名となります。

→林（永）委員：第4（3）の成功施行回数26回という数には、何か意味があるのでしょうか。

→事務局（高石）：平成27年度第1回市原地域救急業務メディカルコントロール協議会において、指導的立場の救急救命士の認定要件の成功施行回数について、算出根拠となる計算式が記載されており、気管挿管実施件数を気管挿管認定救命士の数で除した数、薬剤投与実施件数を薬剤投与認定救命士の数で除した数、静脈路確保実施件数を運用救命士の数で除した数、ラリングアルマスク等での気道確保実施件数を運用救命士の数で除した数、以上の数値を5年間で計算し、26回という数字を算出させていただいております。

→森協議長：第4（4）の医療機関において通算1ヶ月以上の実習経験となっていますが、過去何年間のうちというわけではなく、通算でよろしいでしょうか。

→事務局（高石）：はい。通算でお願いします。

→森協議長：続いて第5推薦及び氏名、第6の指名の解除についてはいかがでしょうか。

→福家委員：第6の指名の解除について、不相当と判断した場合と記載がありますが、何か基準はありますでしょうか。

→事務局（大園）：指導救命士といいましても、その前に公務員としてふさわしくない行為を行った場合ということで、ここに不相当と判断した場合と記載させていただいております。

→森協議長：具体的な基準は無いということでもよろしいでしょうか。公務員として不相当という感じでしょうか。

→事務局（大園）：そのとおりとなります。

→森協議長：第6の1の（2）については、多忙により出来ない場合などということでしょうか。

→福家委員：病気になった場合なども含むのではないのでしょうか。

→森協議長：わかりました。次に第7の任期について、2年となっており、千葉県の要綱には任期の記載はありませんが、これは市原独自の考えということでしょうか。

→事務局（大園）：市原市消防局としては2年の任期を定めたくうえで、再任を妨げないという形で継続できるようにしております。

→森協議長：皆さん任期についてはいかがでしょうか。

→林（直）委員：任期ということなので、おそらく市の指導救命士として何人位を認定して、運用していきながら、場合によっては人事異動等で消防署に来た時に、残任期間に入るということもあると思いますが、実際何名位を指名していく予定でしょうか。

→事務局（小出）：市内には6消防署あり、警防救急課に配置することも考慮し、7名を予定しております。より多くの者に経験をしてもらうことも考慮し、2年の任期を設けております。この先認定要件を満たす者が増えてくれば、順次、指導救命士の指名を回していくような形でも考えております。

→林（直）委員：県の指導救命士について、今後、市の指導救命士を7名指名し、運用していきながら、将来的に県の認定要件を満たしたときに、市原のMCから千葉県の指導救命士に推薦されるイメージでしょうか。あるいは、市の方で運用していくのが第一で、県の指導救命士への認定は想定されていないでしょうか。

→事務局（大園）：今、ご発言のありましたとおり、まずは市原市の指導救命士として指名した後に、県の指導救命士へ推薦していこうかと考えております。

また、県の要綱に関して、市の認定要件を妨げるものではないと聞いておりますので、まずは市の指導救命士として認定させていただき、後々、県の指導救命士に推薦させていただければと考えております。

→森協議長：市の指導救命士の方は、後々、県の指導救命士にもなるであろうということでもよろしいでしょうか。

→事務局（大園）：そのとおりです。

→森協議長：それでは、運用要領の第8、第9も含めて、この要領で変更なく承認でもよろしいでしょうか。

※第4（資格要件）の（5）の最後に「者。」を追加。

～承認～

→森協議長：続いて第2号議案の審議に移ります。

【第2号議案】 救急事後検証実施要領の改正について

→事務局（高石）：今回、救急事後検証実施要領の改正については、先程承認をいただ

きました、市原市消防局指導救命士運用要領の制定に伴う改正点と、内容を精査した結果の改正点があります。

改正点の内容については、赤字で示した部分となります。

なお、P 2 1 の救急事後検証実施要領新旧対照表についても参照をお願いします。

この救急事後検証実施要領についても、平成30年度第2回救急研究会及び救急事後検証委員会において、議題として付議し、協議後、承認されております。

以上で説明を終わります。改正について審議をお願いいたします。

→森協議長：この議題については、新旧対照表を見ていただいた方がわかりやすいですね。これに関しては大きな変化はありませんが、皆さん、いかがでしょうか。指導救命士が入った部分と、他、細かい部分となっております。

～意見なし～

→森協議長：意見が無いようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

～承認～

→森協議長：続いて第3号議案の審議をします。

【第3号議案】 転院搬送における救急車の適正利用の推進について

→事務局（高石）：平成27年度救急業務のあり方検討会報告で救急出動件数が増加傾向にある中、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するために、救急車の適正利用をさらに進めていく必要があるとの報告がありました。

課題として

- 1 頻回利用者への対応方策
- 2 転院搬送における救急車の適正利用の促進を図る方策
- 3 介護タクシー等の活用について

消防庁、厚生労働省の見解は、「各地域において、関係者間で十分議論し、合意形成を行ったうえで地域の実情に応じたルール化を行うことで、転院搬送における救急車の適正利用を推進すること」となっております。

資料の32ページの下にあります表が、本市の転院搬送実績となり、上段が総搬送人員、一番下段が転院搬送の搬送人員となります。

資料33ページ1の「転院搬送の実態を把握させていただくために」について、現在、転院搬送時に転院元の医療施設に、P34の「救急隊への情報用紙」に記入していただいております。今後は医師が同乗する理由又は同乗できない理由を記載していただき、データの収集を行い、その結果を踏まえて今後の検討材料とさせていただきたいと考えておりますので協力を依頼することに対して、承認をお願いします。

資料33ページの2「市内救急隊9隊中0隊になる事を防ぐために」について、救急出

動件数は年々増加している中で、市原市内の救急隊が0隊になる事が少なからずあります。

市内救急隊が6隊以上出動している状況で、転院搬送の要請があった場合、通報内容などにより、待つことが可能であれば、時間を遅らせていただく交渉ができる余地をいただきたいと思いますので、この対応を行うことについて、承認をお願いします。

以上2点について、ご審議をお願いします。

→森協議長：まずは情報用紙を変更するということだと思いますが、添付された資料は現在のものでしょうか。新しいものなのでしょうか。

→事務局（高石）：新しく更新したもとなっており、変更点としましては、同乗者チェック欄の右側に「同乗する理由」「同乗できない理由」欄の追加と転院の理由に「具体的に記入してください」という文言の追記となります。

→林（永）委員：先程、議事説明において、同乗する理由も記載して欲しいと説明しておりましたが、この書式だと、どこに記載すれば良いでしょうか。

→事務局（大園）：議事説明の訂正をさせていただきます。同乗ができない時に、その理由を記載していただければと思います。同乗していただいた理由を記載する必要はありません。

→福家委員：資料の32ページにある介護タクシーの活用について、歩行可能で歩かせても危険が無い場合とありますが、かなりの方がストレッチャーで介護タクシーを利用しておりますので、そのような方も介護タクシーを使用していただいた方が良いと思います。

→森協議長：介護タクシーとありますが、民間救急車は含まなくてよろしいでしょうか。

→事務局（大園）：民間救急車については、市原市においては現在無い状況ですので、現状としましては、介護タクシーと標記させていただいております。

→福家委員：民間救急車の定義はありますか。

→事務局（大園）：必要な装備を積載している車両を運用し、認定を受けたものが民間救急車だと認識しております。

→森協議長：救急救命士などが乗車する場合もあるのですよね。

→事務局（大園）：乗車する場合もあるかと思いますが、乗車することが要件とはなっておりません。

→福家委員：病院が持っている救急車は、確かに民間救急車といっても良いと思いますが、むしろ頻繁に乗客から依頼を受けて搬送業務をするというような運送業になると思いますが、何か国の基準というようなものはあるのでしょうか。

→事務局（大園）：国の基準は、現状示されていないところです。なお、以前市原市消防局として患者搬送認定事業者を1社認定した経緯はございますが、その業者は現在廃業し、市内に認定業者は無い状態です。

→森協議長：今後の方向性として、民間救急車も考慮してはと思います。
他にありませんでしょうか。

→大倉オブザーバー：34ページの確認ですが、情報用紙の同乗出来ない理由についてですが、医師が同乗しないときに理由を書くのではなくて、誰も同乗しないときだけ理由を記載するという事でしょうか。当地域の参考のため御教授いただければと思います。

→事務局（大園）：医師、看護師等の医療従事者が同乗しない場合に、理由を記載していただければと思いますので、修正させていただこうと思います。

→川越委員：同乗が出来ない理由についても、「医師不足」「看護師不足」などのチェックボックスを設けてもらいたいと思います。

→事務局（大園）：チェックボックスと、その他の記入欄という形で作りたと思います。

→森協議長：資料の「市内救急隊9隊中0隊になる」との記載ですが、これは待機救急隊が0隊になるということでしょうか。

→事務局（大園）：そのとおりですので、記載を改めさせていただきます。

→森協議長：他に意見はございますか。

～意見なし～

→森協議長：意見が無いようですので、承認ということでしょうか。

～承認～

→事務局（大園）：森脇先生、ありがとうございました。

また、委員の皆様からも、多数のご意見ありがとうございました。

第1号議案及び第2号議案については、この内容にて承認されました。

第3号議案につきましては、「救急隊への情報用紙」等、細かい内容まで今後協議していかねばならないことであり、内容の変更等も含め当MC協議会や医師会と継続審議させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、平成31年度第2回市原地域救急業務メディカルコントロール協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

～閉会～

問合せ先) 所管課：市原市消防局警防救急課

電 話：0436 - 22 - 8117